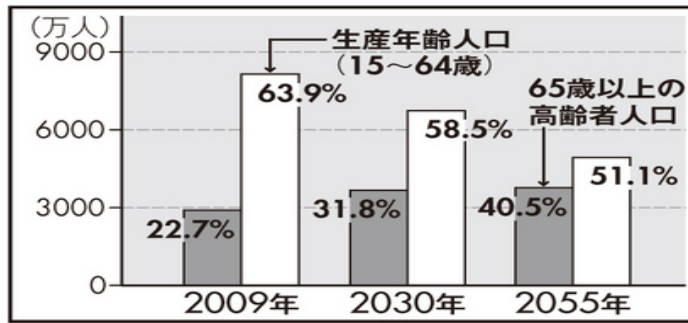


少子高齢化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが予測されています。

生産年齢人口と高齢者人口の推移

'09年時点では、日本全体の生産年齢人口は高齢者の割合を大きく上回っている。しかし、その差は年々縮まり、2055年にはその差は約10%に迫る。「現役世代」の負担は、日に日に重くなっていくことになる



(%)は総人口のうちの割合 (政府推計より)

そこで、少子化対策のため平成15年7月に成立・公布されたのが、「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」といいます。)です。国や地方公共団体による取組みに加えて、一定数以上の労働者を雇用する事業主様に対して、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を策定し届け出ることを義務付けています。

平成20年に「次世代法」の改正があり、平成23年4月1日以降は「101人以上」の事業主様に対して「行動計画」の策定・届出が義務付けられました。こうした動きの中で、次世代育成支援対策に関する各種情報を定期的にご紹介してまいります。今回は「次世代法改正内容」と「届出状況」です。

次世代育成支援対策推進法の主な改正内容

行動計画の策定および届出、公表と従業員への周知

- ・平成23年4月1日以降、従業員数が101人以上の企業について義務化
 - ・従業員数が100人以下の企業は努力義務
- (平成23年3月31日までは従業員数が301人以上の企業について義務化)

平成22年度末時点の届出状況

平成23年3月末時点(101人以上企業の義務化期限)での行動計画の届出状況は次のとおりでした。

<全国>

常時雇用労働者数301人以上の企業	14,332社	うち行動計画届出	13,673社	届出率	95.4%
常時雇用労働者数101人以上300人以下の企業	34,059社	うち行動計画届出	20,677社	届出率	60.7%

<東京都>

常時雇用労働者数301人以上の企業	3,978社	うち行動計画届出	3,693社	届出率	92.8%
常時雇用労働者数101人以上300人以下の企業	6,950社	うち行動計画届出	2,629社	届出率	37.8%

<神奈川県>

常時雇用労働者数301人以上の企業	766社	うち行動計画届出	728社	届出率	95.0%
常時雇用労働者数101人以上300人以下の企業	1,628社	うち行動計画届出	1,210社	届出率	74.3%

今回の次世代法改正で行動計画義務化の新たな対象となった101人以上300人以下の企業でみると、神奈川県の届出率は、全国平均を13%強上回り、東京都の2倍近い率になっており、大都市圏の中では群を抜いた数字になっています。当協会も次世代育成支援対策推進センターとして長く活動を続けており、嬉しい限りですが、それでもまだ4社に1社は行動計画の策定・届出を終えていないことになります。今後の対応が望まれます。

<個別相談の実施>

行動計画の策定・届出などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員(特定社会保険労務士)がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。